

ブラウブリッツ秋田サッカースクール規約

※赤字で書かれている箇所が改定した規定箇所です。

第1条 名称及び所在地

本サッカークラブ（以下、「本クラブ」という）は、ブラウブリッツ秋田サッカースクールと称し、株式会社ブラウブリッツ秋田が主催、運営を行い、本事務所を秋田県秋田市山王3-1-7東カンビル1Fに置きます。

第2条 目的

本クラブは、秋田県内のサッカー技術の向上及び普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め子どもたちの健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条 入会資格及び手続き

本スクールに入会するには、次の要件を備えていなければなりません。

- 1.本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。
- 2.スポーツを行うに適した健康状態であること。

第4条 入会金、年会費等

会員は、入会金 4,320 円、年会費 6,480 円、月謝（下記参照）で、一旦納金した各費用は、返金致しかねます。

【月謝】1.秋田校（週1コース：4,320円/週2コース：7,560円）

2.大仙校：4,320円

3.能代校：4,320円

4.由利本荘・にかほ校：ハーフスクール（隔週開催2週に1回）3,240円/週1コース4,320円/スペシャル特進コース（週1回+秋田校週1回）7,560円

第5条 スクールウェアの購入

会員には指定スクールウェア（半袖シャツ・短パン・靴下）をご購入頂きます。

第6条 費用の支払い方法

本規約に基づく費用等の支払い方法は、入会の際にご登録頂いた銀行の預金口座からの自動引き落としとなります。入会月および口座振替手続きの完了に至るまで、またはウェア購入費用はご自身でのお振込となります。

第7条 遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、会場での諸規則に従うものとします。

第 8 条 活動期間

本クラブの活動期間は、原則として毎年 4 月から翌 3 月末までの 1 年間とします。秋田校の開催は毎週月・火・水・木曜日とし、大仙校の開催は毎週金曜日、由利本荘・にかほ校は隔週（ハーフスクール）で火曜日とします。また年度ごとの活動回数に関しては、秋田スクール各曜日、能代スクール、大仙スクールは 42 回とし、本荘ハーフスクールは 21 回、にかほハーフスクールは 21 回とします。

第 9 条 欠席

当日のレッスンを欠席される場合は、レッスン開始 1 時間前までにスクール事務局までにご連絡をください。なお、欠席の有無に関わらず月会費は全額引き落としまたはお支払い頂きます。（第 13 条休会中を除く）

第 10 条 振替

個人の都合による欠席についての振替はできません。本クラブの都合や天災による中止、または学校行事（習い事は除く）によりスクール活動を行えなかった場合にのみ、前期、後期に各校 1 日ずつ設けた振替日にて振替できるものとします。学校行事により欠席する場合は必ず本クラブへ 1 週間前までに連絡をし、担当コーチから所定の用紙を受け取り、必要事項を記入して担当コーチまで提出してください。振替の申し込みは原則実施日の前月末日までとします。なお、スクール活動が行えなかった日が 3 日間以上あった場合でも、振替できるのは 2 日間までとします。

第 11 条 届出事項の変更

会員は、本クラブに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく本クラブに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため本クラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、本クラブは一切責任を負わないものとします。

第 12 条 連絡

本クラブから会員への連絡（休講、会場変更、イベントの案内など）は全てメールにて行いますので入会時に必ずメールアドレスを登録していただきます。

第 13 条 退会

1. 会員が退会をご希望する場合は、退会希望月の前月末日までに本スクール事務局スタッフ、または FAX にて退会届を提出ください。
2. 退会を希望する月の前月末日（末日が土、日、祝日に該当する場合はその前日）までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月の月謝 1 回分を支払うものとします。
3. 退会后、再入会される場合は改めて入会金を納入していただきます。

第14条 休会

1. 会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月末日までに本クラブに休会届を提出し、本クラブの承認を得るものとします。
2. 休会を希望する月の前月末日（末日が土、日、祝日に該当する場合はその前日）までに休会届を提出されていない休会希望者は、休会希望月の月謝1回分を支払うものとします。

□連続して3ヶ月以上休会の場合は、本クラブ側から自動退会を施行することが可能となります。

第15条 復帰

1. 休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに本クラブの承認を得るものとします。
2. 休会した会員が復帰した場合、復帰日より1ヶ月分を月謝として支払うものとなります。

第16条 継続

会員から退会の意志表示がない場合には、翌年度自動継続されるものとします。年度が変わる3月に6年生については卒業月と同時に自動退会となります。

第17条 保険

会員は入会手続き終了後、スポーツ安全保険に加入となります。加入手続きは本クラブが行い、保険料負担は本クラブが負うものとします。傷害事故の場合における保険は加入する保険会社の約款通りとなります。

第18条 負傷時の処置

1. 本スクール生が、レッスン中に負傷した場合には、本スクールコーチ、スタッフが応急処置を行い施し、必要に応じ病院に搬送等、その状況に応じた対応をいたします。
2. 本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、または本スクールの管理内であっても本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またはそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を負いかねます。

第19条 除名

会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他本クラブが会員として不適切と判断した者にたいして、本クラブ会員より除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断されたとき
2. サッカースクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. 年会費・諸費用等を2ヶ月以上滞納または、連絡に応じない場合。（連絡に応じない場合勤務先に連絡することがございます）
4. 無断で2ヶ月以上欠席した場合。（この間の月会費はお支払いいただきます）

第20条 休講・閉鎖

本クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。休講となった場合は前期、後期に各校1日ずつ設けてある振替日にて振替できるものとします。(所定の用紙へ記入をし、提出した場合のみ)

第21条 送迎(秋田校のみ) ※平成27年2月25日現在

本クラブは、バスでの送迎を行っておりますが、本クラブが定めたルートで運行します。

第22条 免責

会員は、本クラブにおける盗難、粉失、傷害その他の事故について、本クラブに対して何ら損害賠償を求めないものとし、本クラブは賠償しないものとします。

第23条 写真・映像の使用.

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をブラウブリッツ秋田のホームページ、その他プロモーションに使用することがあります。諸事情により掲載不可の場合は、コーチまでお申し出ください。

第24条 個人情報の取り扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱います。

第25条 付則

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について本クラブより変更内容通知又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第26条 発効

本規約は、2015年4月1日より発効するものとします。